

海外知財訴訟費用保険制度

安心も海をわたります。

海外での知的財産権訴訟リスクは、年々増加傾向にあります。不安を海外展開の重荷にしないために。ビジネスといっしょに、安心もお供します。



海外知財訴訟費用保険制度の特徴

1 保険制度の概要

中小企業が海外において、知的財産権に関する損害賠償請求等の訴訟の提起を受けた場合に、応訴等するための費用を補償します。中小企業基本法で定められている中小企業者である場合、各年度1回まで、国から保険料の1/2(2年目以降の場合は、保険料の1/3)が補助されます。

2 加入対象

全国中小企業団体中央会、または都道府県中小企業団体中央会の会員、もしくは会員の構成員である中小企業者かつ、みなし大企業でない場合 ※中小企業基本法で定められている中小企業要件及び、みなし大企業については、パンフレット等でご確認ください。

3 保険期間

2021年7月1日 午前0時～2022年6月30日 午後12時
※中途加入は、毎月1日 午前0時～2022年6月30日 午後12時
(保険料補助制度の関係から、最終加入始期日は2022年2月1日となります。)

4 補償対象地域

以下の1、または2のいずれかからの選択
1: アジア全域(日本、北朝鮮を除く) 2: 全世界(日本、北朝鮮を除く)
※「アジア」の定義は、外務省ホームページの「地域別インデックス(アジア)」に準拠します。

5 支払限度額と免責金額について

支払限度額: 500万円・1,000万円・3,000万円・5,000万円のいずれかからの選択(1請求または1訴訟・保険期間中)
免責金額(自己負担額): 10万円(1請求または1訴訟)

◎本内容は、海外知財訴訟費用保険制度の概要を説明したものです。実際の加入及び詳細は、引受保険会社の約款、パンフレット等に従います。
◎本制度は、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(海外知財訴訟保険事業)による特許庁の支援を受けています

■お問合せ先
全国中小企業団体中央会

https://www.chuokai.or.jp/insu/chizai-insu_about.htm
※上記URLもしくは右記QRコードより、パンフレットのダウンロードができます
※お見積り、ご加入手続きは引受保険会社にお問合せ下さい



■引受保険会社(参入順)
○損害保険ジャパン株式会社 ○東京海上日動火災保険株式会社 ○三井住友海上火災保険株式会社

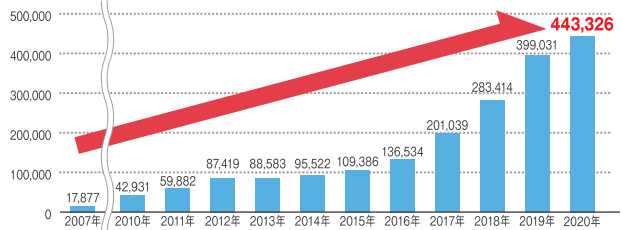
■制度運営
全国中小企業団体中央会



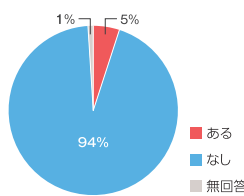
海外知財訴訟のリスク

■中国における知的財産民事訴訟件数の推移

日本の中小企業が海外での知的財産侵害を理由とする係争に巻き込まれるリスクは、増加傾向にあります。高額な訴訟費用が必要となった場合、係争に対応できず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれる可能性があります。



■海外の企業から権利侵害をしていると指摘を受けた経験



外国出願を行っている中小企業への調査によれば、1,612社のうち全体の5%にあたる83社が、海外企業から権利侵害していると指摘を受けた経験があると回答しています。

「令和2年度 中小企業知的財産活動支援事業費補助金に係るフォローアップ調査報告書」から加工・作成(特許庁)